

特定都市河川の指定に向けて

令和 7 年 2 月 2 5 日

令和 6 年度 第 1 回 狩野川流域治水協議会

○令和5年度流域治水協議会の協議結果に基づき、特定都市河川の指定に関する勉強会を実施した。

日 時: 令和6年9月6日(金) 15:00～16:50

場 所: 静岡県東部総合庁舎別館5階第9会議室 & Web会議併用

出席機関: 沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町

静岡県河川企画課、静岡県沼津土木事務所

沼津河川国道事務所

【主な意見等】

(静岡県)

- ・ 菊川の黒沢川で特定都市河川の指定に向けて手続き中であるが、条例及び規則の制定など案外手続きすべき事項が多い。(静岡県)
- ・ 県としては、市町の詳細を得ることができれば、指定に向け進めていく意向である。そのため、市町対象の勉強会を行っているが、市町内でコンセンサスが図れない状況がある。例えば、建設サイドは前向きだが、まちづくりサイドは浸水被害の多い街に見られ、風評被害に繋がると懸念を抱き、コンセンサスが図れないといった状況がある。
- ・ 指定に向け動き出すケースは2通りあるように思われる。首長が率先して指定に向け動き出すケース(菊川市)、もう一つは、市町全体でコンセンサスを図り動き出すケース。
- ・ 雨水阻害行為の許認可手続きは先ずは県土木で対応を考えている。黒沢川でも袋井土木事務所に対応する予定である。ただ、開発行為の手続きを考えると、合わせて許認可手続きをした方が効率的な面も考えられるため、権限移譲については、今後の状況を見て判断していくこととする。

(市町)

- ・ 指定により予算が本当に手厚く受けられるのか懸念され、指定によるメリットが具体に見えない。⇒内水被害が軽減されるメリットについて認識を深める必要がある。
- ・ 緊急自然災害防止対策事業費がR7で終了することになっているが、その後どうなるのか不明である。その動向によっては検討を進めていく必要があると考える。

【今後の予定】

- ・ R4に策定した水災害対策プランのメニューを更新する必要があるため、各市町の検討会に諮りプランの改定をお願いしたい。ただ、検討会を継続して実施しているのは伊豆の国市と函南町だけであるため、他市町においては何らかの形でコンセンサスを図り対応してもらいたい。



内水対策検討会において「特定都市河川の指定」を提案

○伊豆の国市及び函南町の内水対策検討会において、流域治水の取組をより実効的に推し進めていくため、狩野川中流域のモデル河川として来光川及び洞川を特定都市河川に指定することを提案した。

【伊豆の国市】

会 議 名:第6回 伊豆の国市内水対策勉強会

日 時:令和7年1月21日(火)14:00～16:00

場 所:伊豆の国市役所 3階第1・2会議室

出席機関:伊豆の国市

危機管理課、農林課、都市計画課、建設課、下水道課

静岡県

交通基盤部 河川砂防局 河川企画課

沼津土木事務所 企画検査課

東部農林事務所 農村計画課

沼津河川国道事務所 流域治水課



【函南町】

会 議 名:令和6年度 第1回 函南町流域治水検討会

日 時:令和7年1月28日(火)14:00～15:30

場 所:函南町役場 4階特別会議室

出席機関:函南町

都市計画課、産業振興課、下水道課、地域安全課、建設課

静岡県

沼津土木事務所 企画検査課

東部農林事務所 農村計画課

(オブザーバー)

交通基盤部 河川砂防局 河川企画課、道路局 道路企画課

沼津土木事務所 工事第2課

沼津河川国道事務所 流域治水課

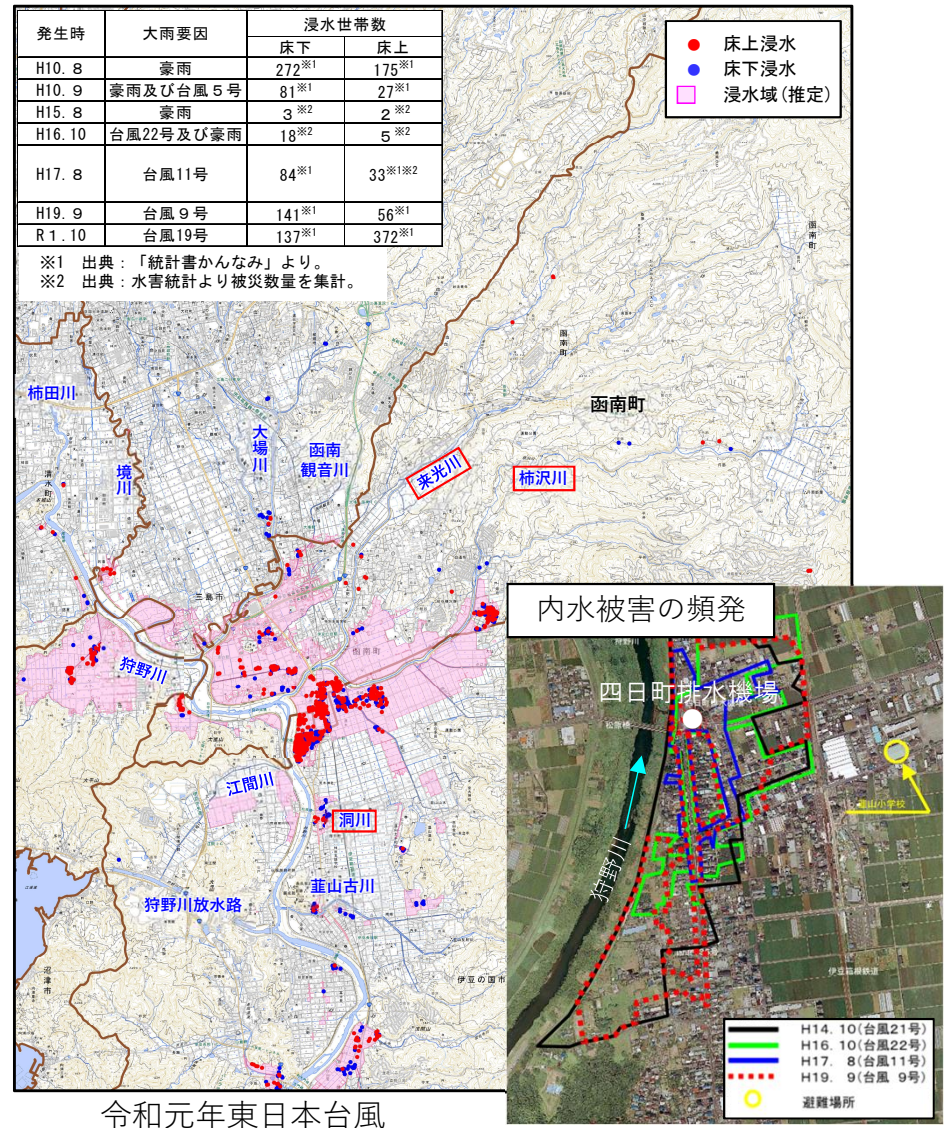


来光川・洞川流域の特定都市河川の指定に向けて

【提案】来光川・洞川流域の特定都市河川の指定

- ・狩野川中流域の低平地は、地形的な要因などから雨水排水が困難であり、内水による浸水被害が発生しやすく、内水被害が常襲化している。近年では令和元年東日本台風時に床上浸水などの狩野川流域において甚大な内水被害が発生した。
- ・令和元年東日本台風での甚大な内水被害を受け、「狩野川中流域水災害対策プラン」を取りまとめて、従前の豪雨災害対策アクションプランの一步先を目指した流域治水の取り組みを行っている。（目標：令和元年東日本台風と同規模の洪水に対して、床上浸水を概ね5割軽減することを目指す）。
- ・流域治水の取組の実効性を高める「特定都市河川の指定」を狩野川流域のモデル河川として、来光川及び洞川で実施することを提案する。

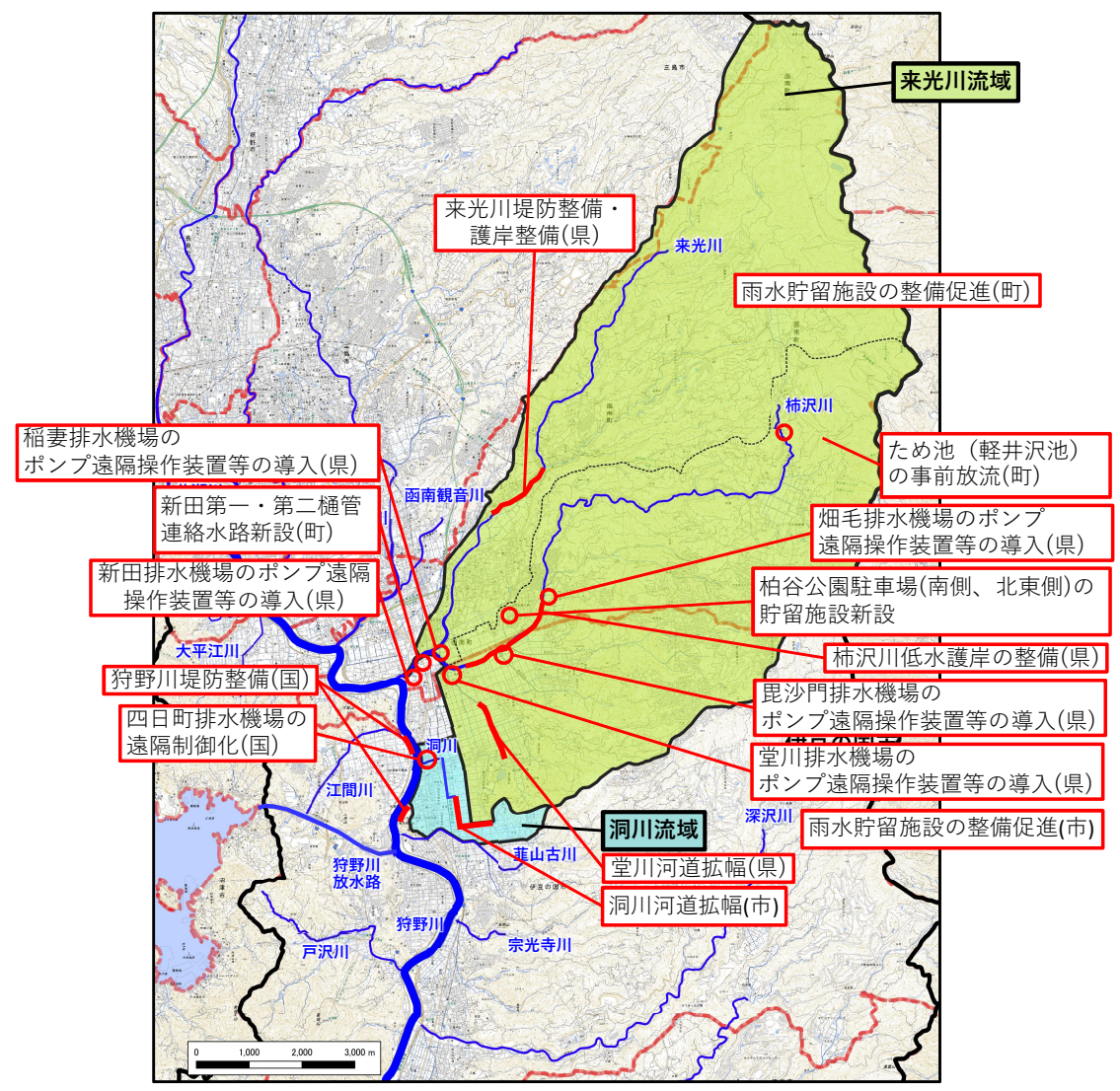
■狩野川中流域における内水被害の常襲化



令和元年東日本台風
浸水範囲（狩野川中流域）

伊豆の国市 四日町地区（洞川流域）

■特定都市河川の指定（来光川流域、洞川流域）



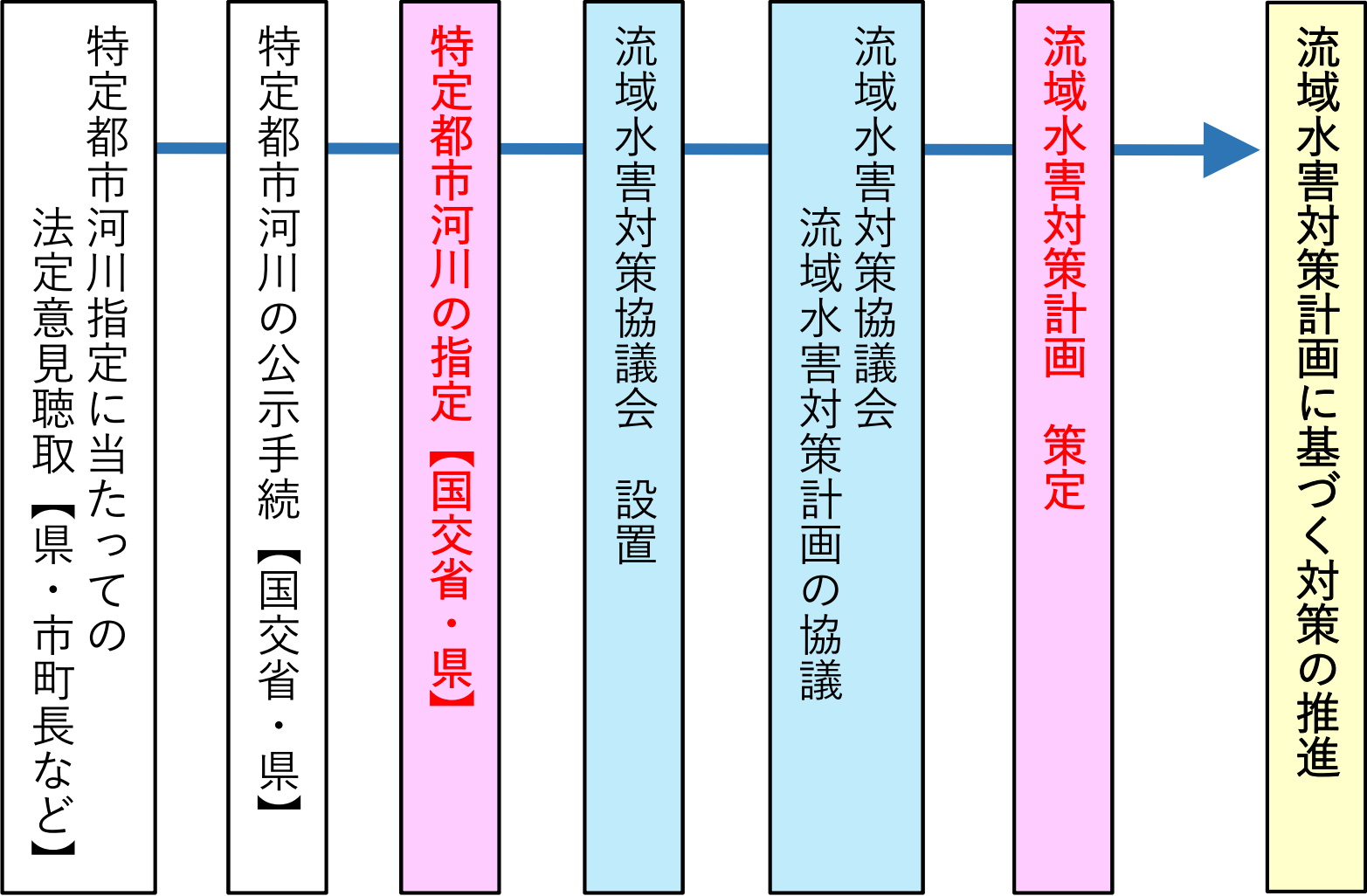
流域図（水災害対策プランメニューを記載）

特定都市河川の指定のメリット・デメリット

メリット	デメリット
【治水面】	
豪雨時の浸水深の低下や冠水頻度が減少し、<u>内水浸水被害の軽減が早期に図れる</u>。	効果的な対策の検討や予算確保が必要。
【財政面】	
- 交付金や補助金等の<u>国庫補助事業として優先配分を受けることが可能</u>となる。 - 県・市町が整備する<u>雨水貯留浸透施設に対して、交付金事業から補助事業にすれば国庫補助率が1/3から1/2に引き上げられる</u>。 <u>民間企業で雨水貯留浸透施設を整備する場合でも国庫補助率1/3が受けられる</u>。また、補助事業にした場合は1/2に引き上げられる。	「特定都市河川浸水被害対策推進事業実施要領」の採択要件に該当する事業内容を流域水害対策計画に定める必要がある。 - 令和9年度までに作成される流域水害対策計画に限られる。
<u>貯留機能保全地域として指定された土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3～5/6の範囲内で市町の条例で定める割合とする特例措置がある（減免措置）</u>。	指定後3年間に限られる。
【許認可関連】	
宅地等以外の土地で行う<u>1,000m2以上の雨水浸透阻害行為</u>に対し、静岡県知事等の許可を受け、<u>流出雨水量を増大させないよう対策工事が義務付けられる</u>。	特定都市河川指定に伴い、<u>新たな許認可事務が静岡県等に発生する</u>。
<u>保全調整池に指定すると、埋立て等の機能を阻害する行為に対し、事前の届出が義務付けられ、静岡県知事等は、届け出に対し必要な助言・勧告をすることができる</u>。	指定後の埋立行為等の届出に対し、<u>助言・勧告等の事務が静岡県等に発生する</u>。
河川沿いの低地や流域内の窪地等、<u>洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について</u>、静岡県知事等が市町の意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、<u>貯留機能保全区域</u>として指定することができる。	区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出が必要になり、静岡県知事等はその届出に対して必要な助言又は勧告することになる。このため、<u>届出に対し、助言・勧告等の事務が静岡県等に発生する</u>。
<u>洪水等が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、静岡県知事が市町の首長からの意見聴取等を実施した上で、浸水被害防止区域として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる</u>。	開発規制については、住宅・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う<u>開発行為を対象に</u>、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか等の<u>事前許可が必要であり、その審査が必要になる</u>。

特定都市河川の指定、流域水害対策計画の策定の流れ

- 特定都市河川の指定及びする流域水害対策計画の策定の流れは、以下のとおり。
- 指定後に流域水害対策計画を策定していくことになるため、指定手続きと併せて策定に向けた検討を進める。



參考資料

特定都市河川の指定要件の見直し

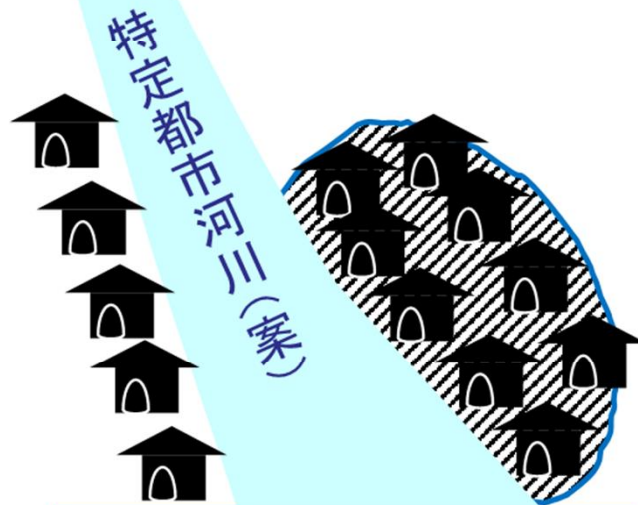
- 気候変動の影響による降雨量の増加により、**現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」**以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。(※) 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

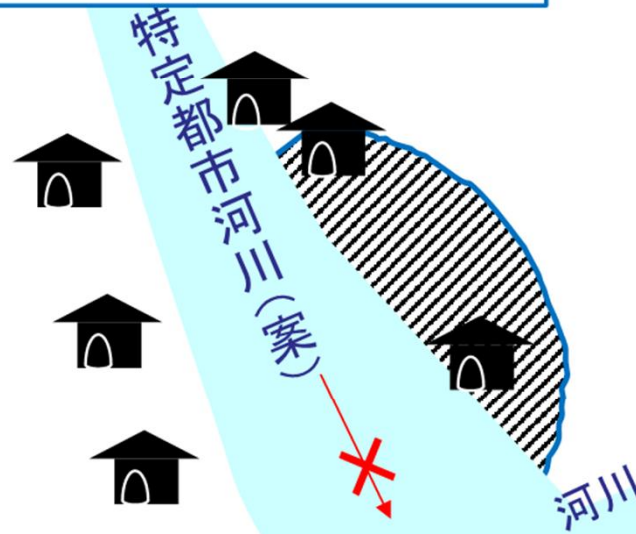
指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

①市街化の進展



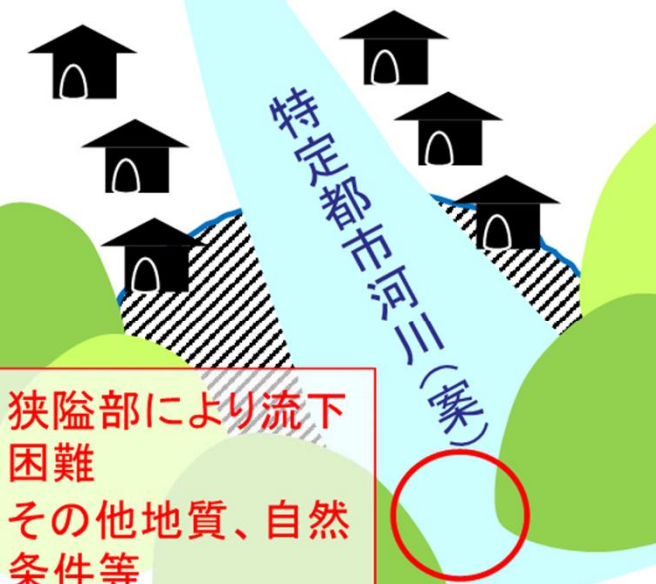
流域内可住地の市街化率が概ね5割以上

②接続する河川の状況



接続する河川の水位が高い際支川からの排水困難

③周辺地形その他の自然的条件



必須事項

流域水害対策協議会の設置 第6条(大臣指定) ※都道府県の協議会設置は任意(第7条)

流域水害対策計画の策定 第4条

(計画期間、基本方針、目標降雨、都市浸水想定、整備に関する事項、雨水貯留浸透設備計画の認定、土地の利用、貯留機能保全区域等の指定の方針、浸水被害拡大を防止するための措置 等)

【許可制】雨水浸透阻害行為の許可等 第30条～第43条

任意事項

【届出制】防災調節池の保全 第44条～第46条
(保全調節池の保全)

【届出制】河川沿いの土地が有する氾濫水等の貯留機能の保全 第53条～第55条
(貯留機能保全区域の指定)

【許可制】浸水する土地の開発・建築の制限 第56条～第76条
(浸水被害防止区域の指定)

雨水貯留浸透施設の整備促進

- ・地方公共団体への法定補助制度 第79条
- ・民間事業者等による計画認定制度 第11条～第16条

流域水害対策協議会の創設

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」の内容を見直し、流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。

【改正概要】

- 「流域水害対策計画」に雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「**流域水害対策協議会**」制度を創設

【流域水害対策協議会のイメージ】



（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整



構成員は協議結果を尊重

○ : 流域水害対策計画策定主体

雨水浸透阻害行為の許可(開発等に伴う流出抑制対策の義務化)

○特定都市河川流域では、宅地等以外の土地で行う1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、都道府県知事等の許可を受け、流出雨水量を増大させないようにするための対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられる。

○流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務づけるとともに、流出雨水量を現在よりも減少させるための雨水貯留浸透施設の整備等を促進させることで、流域の貯留浸透機能を効果的に向上させ、浸水被害の防止・軽減を図る。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地
(流出係数 小)

【山地】 【林地】
【耕地】 【原野(草地)】
【締め固められていない土地】

雨水浸透阻害行為

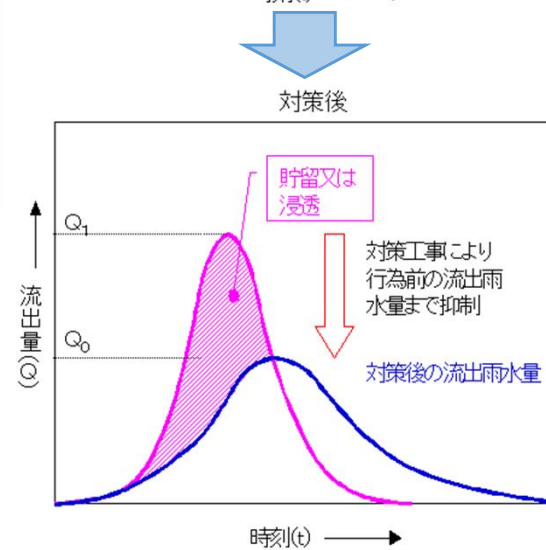
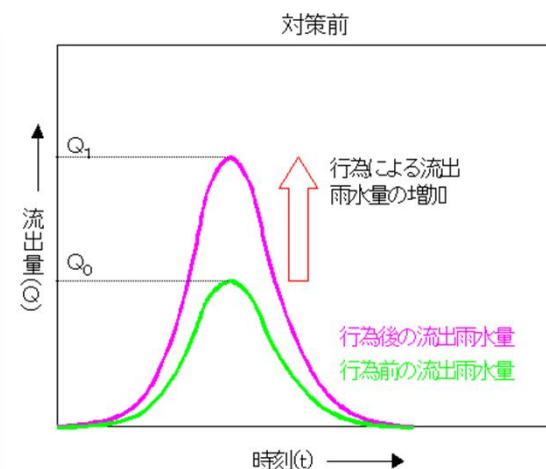
「宅地等」に含まれる土地
(流出係数 大)

【宅地】 【道路】
【池沼】 【水路】 【ため池】
【鉄道線路】 【飛行場】

2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変

3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置

4) ローター等により土地を締め固める行為



※特定都市河川指定に伴い新たな許認可事務が都道府県等に発生（市町へ委譲可）

※都道府県等の条例で、規模を500m²以上まで引き下げ可能（規制の強化）

※巴川流域では、静岡市が審査・許可を実施している。

保全調整池の指定

- 都道府県知事等は、100m²以上の防災調整池のうち、雨水を貯留する機能が浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときは、保全調整池として指定することができる。
- 保全調整池に指定されると、埋立て等の保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為に対し事前の届出が義務付けられ、都道府県知事等は、届け出に対し必要な助言・勧告をすることができる。



従前の防災調整池



埋立て後の状況

※指定後の埋立行為等の届出に対し、助言・勧告等の事務が都道府県等に発生（市町へ委譲可）

※都道府県等の条例で、規模を100m²未満に引き下げ可能（対象の拡大）

※地方公共団体は、保全調整池の管理者又は所有者と協定を締結し自ら管理することも可能。（既存貯留機能の保全）

貯留機能保全区域制度の創設

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。【できる規定】
- 区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出しなければならない。都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

【貯留機能保全区域のイメージ】



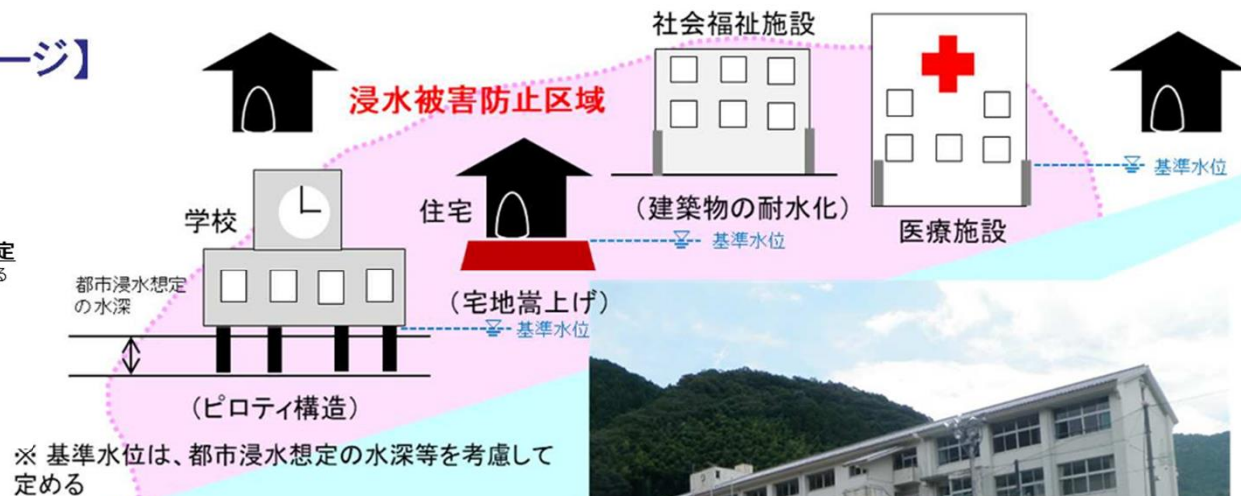
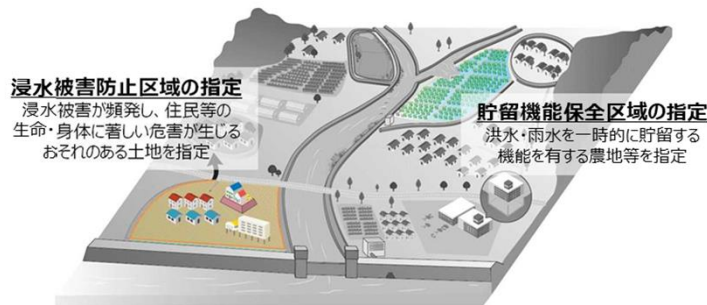
貯留機能保全区域の特例措置(固定資産税・都市計画税)

貯留機能保全区域として指定された土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を $2/3 \sim 5/6$ の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置がある。

浸水被害防止区域制度の創設

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水等が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事**が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「**浸水被害防止区域**」として**指定**し、**開発規制・建築規制**を措置することができる。【できる規定】
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか等の**事前許可**が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、都道府県知事は河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより規制の必要がなくなったと認めるときは、浸水被害防止区域の指定を解除するものとする。

【浸水被害防止区域のイメージ】



ピロティ構造の事例

地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進

～①地方公共団体への法定補助制度の創設、②民間事業者等による計画認定制度の創設

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、地方公共団体や民間事業者等の流域関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要。

【改正概要】

① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度創設

民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理協定制制度等を措置

【①地方公共団体に対する法定補助制度等の概要】

- 【主体】 地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）
【対象事業】 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の設置に係る事業
【補助率】 1/2 ※補助率は政令で規定予定
【その他】 国有地の無償貸付または譲与



【平常時】



【出水時】

【防災調整池】



【校庭を活用した貯留施設】

【②民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る

計画認定制度の概要】

（計画への記載事項）

- ・雨水貯留浸透施設の位置、規模、構造・設備
- ・雨水貯留浸透施設の管理方法・期間
- ・雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画 等

民間事業者等

認定申請

認定

都道府県知事等

（認定の効果）

- ・国又は地方公共団体による費用補助
- ・管理協定締結に基づく地方公共団体による施設管理 等

特定都市河川における区域指定までの流れ

- 近年、気候変動の影響によりバックウォーター現象のおそれがある河川や狭窄部上流の河川等で水災害が頻発化していることを踏まえ、これまで政令指定都市をはじめとする都市部を中心に行われてきた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等の流域対策を、地方部も含む全国の河川で重点的に取り組むために流域治水関連法を整備。
- 土地利用規制等を含む流域水害対策計画に基づき実施される遊水地等の河川整備や雨水貯留浸透対策等のハード整備に対して、予算を重点化。また、税制優遇等の支援により、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進。

■特定都市河川における区域指定までの主な流れ ※法律等に基づき実施

気候変動により災害が頻発

気候変動による降雨量の増加により、自然的条件等の理由で浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発

→ 流域一体となった浸水被害防止のための対策を推進



特定都市河川
指定

流域水害対策協議会
設置

流域水害対策計画
策定

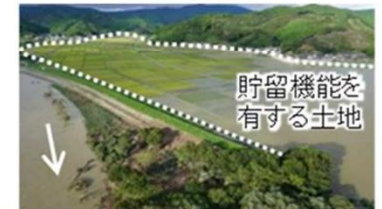
都市浸水想定等を踏まえて
区域を指定

ハード整備の加速化

- ・遊水地の整備 ・輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強
- ・貯留機能保全区域の周辺整備（二線堤等）
- ・河道掘削 など

貯留機能保全区域の指定

土地の貯留機能を将来にわたって保全する区域（できる規定）



浸水被害防止区域の指定

洪水が発生した場合に著しい危害が生じるおそれがある区域（できる規定）



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

特定都市河川における支援制度(財政的支援)

- 流域の関係者による流域治水を推進するため、国、都道府県、市町村等からなる法定協議会を創設するとともに、様々な主体が流域水害対策計画に基づき実施する雨水貯留浸透対策を強化する。【流域治水関連法案】

■流域治水の計画・体制の強化

- 流域水害対策計画を策定する河川を現行法の都市部から地方部の河川にも拡大。
- 国、都道府県、市町村等の関係者からなる協議会を法定化するとともに、地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策を強化。

■流域における雨水貯留機能の強化

貯留機能保全区域を創設し、土地が有する保水・遊水機能を保全。

【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

■雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制支援制度

下線: 新規制度(令和3年度拡充)

[実施主体]	河川管理者・下水道管理者	左記以外の地方公共団体	民間企業等
	1/2 [防災・安全交付金等] (下水道)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川・下水道) ^{※1}
[補助率等]	「特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域」 または 「下水道法に基づく浸水被害対策区域」		
	1/2 [防災・安全交付金等] (河川)	<u>1/2 [個別補助事業]</u> (河川 ^{※2})	<u>1/2 [個別補助事業]</u> (河川 ^{※2} ・下水道 ^{※3}) <u>固定資産税の減免[特例措置]</u> (河川・下水道) 固定資産税について、課税標準を市町村の条例で定める割合(1/6~1/2)に軽減

※1: 間接補助。但し地方公共団体が助成する額の1/2 等

※2: 都道府県等管理河川において、当該区間を管理する都道府県等が事業費の一部を負担する事業に限る。

※3: 浸水被害対策区域において、公共下水道管理者が事業費の一部を負担する事業に限る。

特定都市河川における支援制度(財政的支援)

■河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

<特定都市河川流域における主なハード対策>



個別補助事業の場合

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者 等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3 (通常) ⇒ 1/2 (個別補助事業)

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

■雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

<雨水貯留浸透施設の例>



雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度

- 地方公共団体のみならず、民間による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- 特に、特定都市河川流域等における官民による雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度を強化

雨水貯留浸透施設の例

①平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例

【平常時】



【出水時】



②敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



＜交付金による支援＞(R3.4～)

予算:国の補助率:1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

＜特定都市河川流域及び浸水被害対策区域※1での支援＞(R3.11～)

※1 下水道法に基づき公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定める区域

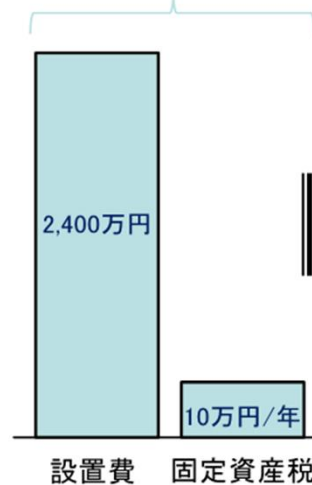
予算:国の補助率:1/2

税制:固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合※2に軽減(3年)

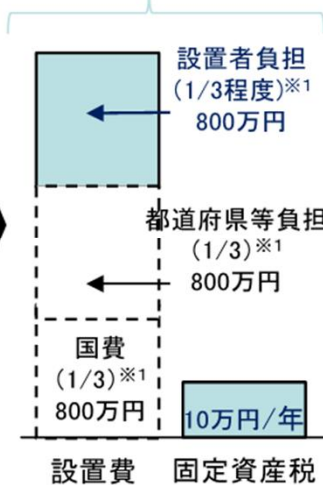
※2 1/3を参酌して、1/6～1/2の範囲

【貯留量800m³の調整池を整備した場合のイメージ(特定都市河川流域の場合)】

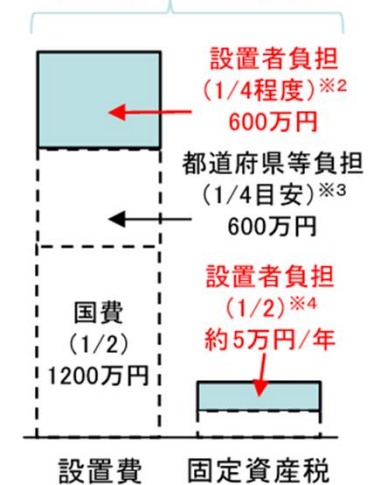
【支援無】
負担総額 2,410万円



【交付金による支援】
最小約810万円程度



【特定都市河川流域での支援】
最小約605万円程度



注)試算上の金額は全て仮の金額です

また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

※1 国の補助金を最大限活用した場合(地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合)としています

※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、設置者負担は1/4程度となります

(一級河川指定区間外に設置される場合の国の補助における都道府県等の負担に関する規定はありません)

※3 ※2における都道府県等の負担額の5割について特別交付税措置を講じることとしています

※4 市町村条例において1/2の課税標準とした場合(参酌標準:1/3)としています

特定都市河川浸水被害対策推進事業実施要領（個別補助金事業の採択要件）

特定都市河川浸水被害対策推進事業実施要領

1 事業の目的

特定都市河川浸水被害対策推進事業は、特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において、流域水害対策計画の策定又は変更を行い、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させることを目的とする。

2 採択基準

（1）流域水害対策計画の策定又は変更

特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において実施する、流域水害対策計画の策定又は変更であって、以下のいずれかの要件に該当するものとする。

- 1）令和9年度までに新たに流域水害対策計画を策定するものであること。
- 2）特定都市河川に指定済みの河川であって、令和9年度までに流域水害対策計画を変更するものであること。

（2）河川改修事業及び流域対策に係る事業

特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域において、流域水害対策計画で定められた次の1）から4）のいずれかに該当する事業で、概ね10年以内に完了するもの。

- 1）特定都市河川において実施する河川改修事業
- 2）地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

なお、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設の整備に限る。

- イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業
- ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

- 3）地方公共団体又は民間事業者等が浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤を整備する事業

- 4）地方公共団体が貯留機能保全区域の指定と併せて、区域内の早期排水を目的として排水施設を整備する事業

なお、排水施設については、原則、固定式排水施設とし、移動式排水施設の方が経済的であることが見込まれる場合は、移動式排水施設の整備ができるものとする。

各事業は、次のすべての要件に該当するものであること。

- イ（2）1）河川改修事業を実施する河川において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の公表がなされていること。
- ロ 流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。

ハ 当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村において、概ね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。

- 二 指定区間内の一級河川又は二級河川において、（2）2）及び3）を市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。ならびに、（2）4）を市区町村が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。

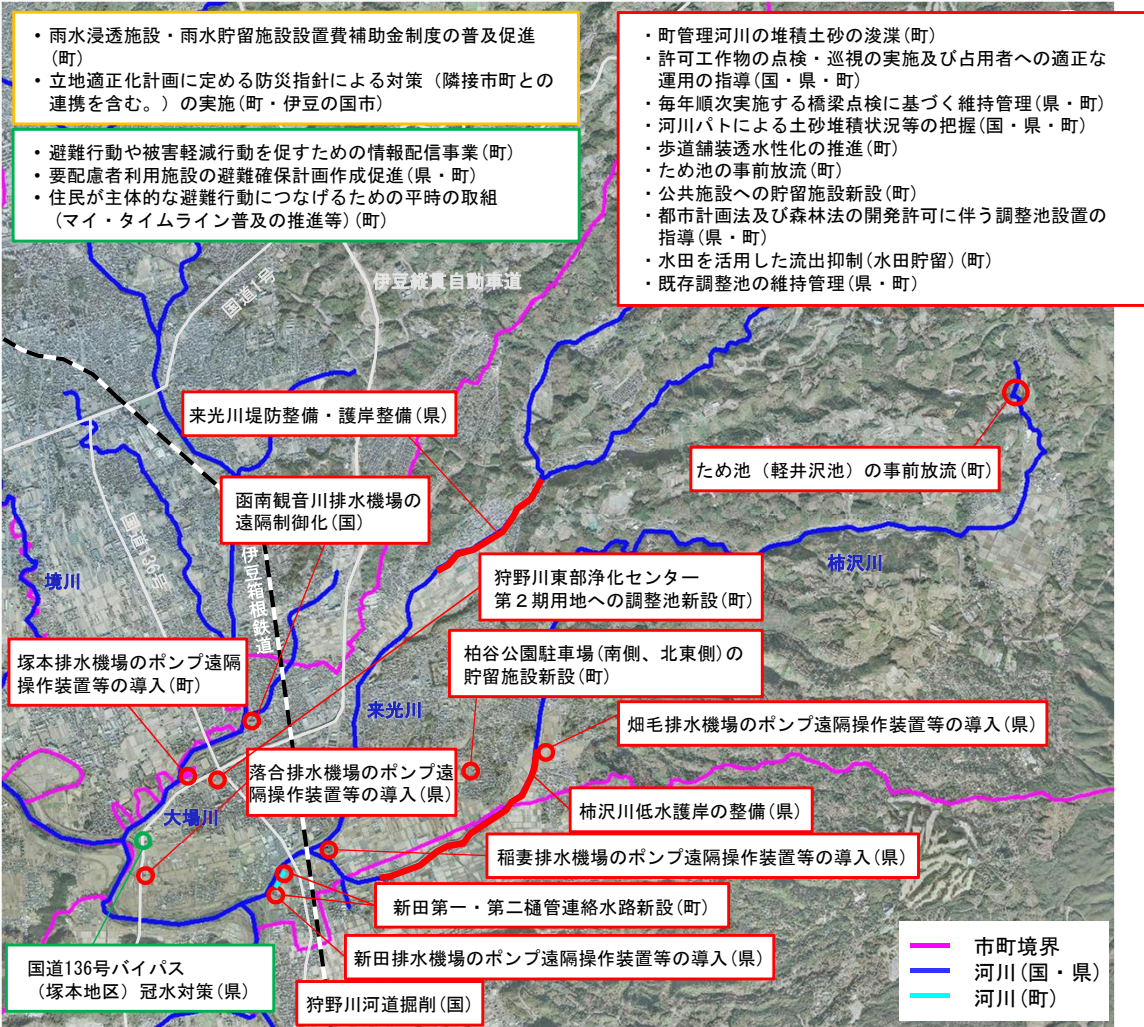
【参考】函南町 水災害対策プランの概要

気候変動により降雨が頻発化・激甚化することを踏まえ、河川及び流域の関係者が一体となった治水対策を進めることとし、令和元年東日本台風と同規模の洪水に対して、床上浸水※を概ね4割軽減することを目指す。※浸水深が45cm以上である世帯を床上浸水とする。

■ 水災害対策プランの対策メニュー（函南町及び国、県）

					実施時期		
3つの対策	施策名	対策メニュー	主体	分類	短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道流下能力の向上、戦略的維持管理の推進	狩野川河道掘削	国	ハード対策	○		
		来光川堤防整備・護岸整備	県	ハード対策	○	○	
		柿沢川低水護岸の整備	県	ハード対策	○	○	
		町管理河川の堆積土砂の浚渫	函南町	ハード対策	○	○	○
		排水機場（落合・塚本・新田・稲妻・畑毛）のポンプ遠隔操作装置等の導入	県 函南町	ハード対策	○	○	
		函南観音川排水機場の遠隔制御化	国	ハード対策	○	○	
		許可工作物の点検・巡視の実施及び占有者への適正な運用の指導	国・県 函南町	ソフト対策	○	○	○
		毎年順次実施する橋梁点検に基づく維持管理	県 函南町	ソフト対策	○	○	○
		河川バトによる土砂堆積状況等の把握	国・県 函南町	ソフト対策	○	○	○
	雨水貯留浸透機能の向上	歩道舗装透水性化の推進	函南町	ハード対策	○	○	○
		新田第一・第二樋管連絡水路新設	函南町	ハード対策	○		
		ため池の事前放流	函南町	ソフト対策	○	○	○
		公共施設への貯留施設新設	函南町	ハード対策	○	○	○
		都市計画法及び森林法の開発許可に伴う調整池設置の指導	県・函南町	ソフト対策	○	○	○
		狩野川東部浄化センター第2期用地への調整池新設	函南町	ハード対策	○		
		水田を活用した流出抑制（水田貯留）	函南町	ソフト対策	○	○	○
		既存調整池の維持管理	県・函南町	ソフト対策	○	○	○
被害対象を減少させるための対策	土地利用・住まい方の工夫	雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度の普及促進	函南町	ソフト対策	○	○	○
		立地適正化計画に定める防災指針による対策（隣接市町との連携を含む。）の実施	函南町 伊豆の国市	ソフト対策	○	○	○
被害の軽減・早期復旧・復興のための対策	避難体制の強化	避難行動や被害軽減行動を促すための情報配信事業	函南町	ソフト対策	○	○	○
		要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進	県 函南町	ソフト対策	○	○	○
		住民が主体的な避難行動につなげるための平時の取組（マイ・タイムライン普及の推進等）	函南町	ソフト対策	○	○	○
		国道136号バイパス（塚本地区）冠水対策	県	ハード対策	○		

- 今後施設の建替などの機会に応じた流出抑制施設の整備など雨水を貯める取組を継続的に検討する。
- 上記メニューは、今後の検討等により変更となる場合がある。



函南観音川排水機場の遠隔制御化 (国)



来光川堤防整備・護岸整備 (県) ため池（軽井沢池）の事前放流 (町)



【参考】伊豆の国市 水災害対策プランの概要

気候変動により降雨が頻発化・激甚化することを踏まえ、河川及び流域の関係者が一体となった治水対策を進めることとし、令和元年東日本台風と同規模の洪水に対して、床上浸水※を概ね5割軽減することを目指す。※浸水深が45cm以上である世帯を床上浸水とする。

■ 水災害対策プランの対策メニュー（伊豆の国市及び国、県）

3つの対策	施策名	対策メニュー	主体	分類	実施時期		
					短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道流下能力の向上、戦略的維持管理の推進	狩野川堤防整備・河道掘削	国	ハード対策	○	○	○
		葦山古川河道掘削・堤防天端舗装	県	ハード対策	○		
		柿沢川低水護岸の整備	県	ハード対策	○	○	
		宗光寺川河道掘削	県	ハード対策	○		
		戸沢川河道掘削・堤防天端舗装	県	ハード対策	○		
		堂川河道拡幅	県	ハード対策	○	○	
		洞川河道拡幅	伊豆の国市	ハード対策	○	○	○
		江間川流域の浸水対策	伊豆の国市	ハード対策	○	○	○
		葦山古川支川（中條地区）の浸水対策	伊豆の国市	ハード対策	○	○	○
		許可工作物の点検・巡視の実施及び占用者への適正な運用の指導	国・県 伊豆の国市	ソフト対策		○	○
		毎年順次実施する橋梁点検に基づく維持管理	県 伊豆の国市	ソフト対策	○	○	○
		河川バトによる土砂堆積状況等の把握	国・県 伊豆の国市	ソフト対策	○	○	○
		排水機場（四日町・小坂・宗光寺）の遠隔制御化	国	ハード対策	○	○	
		排水機場（毘沙門・堂川）のポンプ遠隔操作装置等の導入	県	ハード対策	○	○	
	雨水貯留浸透機能の向上	都市計画法及び森林法の開発許可に伴う調整池設置の指導	県・伊豆の国市	ソフト対策	○	○	○
		ため池（長瀬ため池）の事前放流	伊豆の国市	ソフト対策	○	○	○
		雨水貯留施設の整備促進	伊豆の国市	ハード対策	○	○	
		既存調整池の維持管理	県・伊豆の国市	ソフト対策	○	○	○
被害対象を減少させるための対策	土地利用・住まい方の工夫	立地適正化計画に定める防災指針による対策（隣接市町との連携を含む。）の実施	伊豆の国市・函南町	ソフト対策	○	○	○
被害の軽減・早期復旧・復興のための対策	土地の水災害リスク情報の充実	内水ハザードマップの作成・活用	伊豆の国市	ソフト対策	○	○	○
	避難体制の強化	要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進	県 伊豆の国市	ソフト対策	○	○	○
		住民が主体的な避難行動につなげるための平時の取組（マイ・タイムライン普及の推進等）	伊豆の国市	ソフト対策	○	○	○
		避難行動や被害軽減行動を促すための情報配信事業	伊豆の国市	ソフト対策	○	○	○
		国道414号（小坂地区）冠水対策	県	ハード対策	○		

- ・ 今後も施設の建替などの機会に応じた流出抑制施設の整備など雨水を貯める取組を継続的に検討する。
- ・ 上記メニューは、今後の検討等により変更となる場合がある。



狩野川堤防整備(国)



堂川河道拡幅(県)



洞川河道拡幅(市)



ため池（長瀬ため池）の事前放流(市)

【参考】伊豆の国市 水災害対策プランの概要

